

教員養成・免許制度の改革について(全体イメージ) (案1:一定の勤務実績を更新要件とする案)

【現行制度】

<免許状の授与>

免許状の授与

- 【授与の要件】
- ①学士の学位等の基礎資格
  - ②教職課程の所要単位の修得  
(適格性を全体として判断していない)

【有効期限】  
・無し

<上進制度>

※例：一種→専修の場合

- 【上進の要件】
- ①教職経験3年以上
  - ②大学院等における単位修得(15単位)

【改革案】

<免許状の授与及び更新>

免許状の授与

- 【授与の要件】
- ①学士の学位等の基礎資格
  - ②教職課程の所要単位の修得
  - ③教員としての適格性に問題がないこと

- 【適格性の判定方法】
- ・大学に教職課程委員会(仮称)を設置し、教職課程の履修を通じて身に付けた資質能力全体を評価
  - ・面接や論文審査、模擬授業等により判定

- 【適格性の判定基準】
- ・国において、免許保有者に最小限求められる資質能力について判定基準を策定(別紙)

【有効期限】  
・5年間

更新1回目

- 【基本的な考え方】
- ・有効期限の満了時に、下記の要件に基づき、更新の可否を決定

- 【更新の要件】
- ①有効期限内に一定の勤務実績(3年間以上)があること
  - ②教員としての適格性に問題がないこと

<上進制度>

※例：一種→専修の場合

- 【上進の要件】
- ①勤務実績及び自己研鑽による単位数の軽減(15単位)
  - ②大学院等における単位修得(15単位)

- 有効期限内に必要な取組
- ・教員としての勤務実績
  - ・自己研鑽(研修の受講等)
  - ・大学院等における所要単位の修得

- 【基本的な考え方】
- ・有効期限の満了時に、教職経験の判定方法の考え方に基づき軽減される単位数を決定
  - ・大学院等における単位修得(15単位)とあわせて、上進に必要な単位数(30単位)を満たしていれば、専修免許状を授与

**【適格性の判定方法】**

- ・直近6ヶ月の勤務実績を基に判定
- ・所属する学校長等からの報告に基づき授与権者である都道府県教育委員会が判定
- ・適格性の判定基準を満たさない場合は、第三者機関を設置して審査

**【適格性の判定基準】**

- ・授与時と同様

**【更新の要件を満たさなかった場合】**

- ・免許状は失効
- ・再授与の申請は可能（ただし、適格性に問題があるとして失効した者については一定期間再授与の申請は認めない）

**【有効期限】**  
・10年間

**更新2回目**

**【教職経験の判定方法】（P）**

- ・毎年、所属する学校長は勤務実績及び自己研鑽の取組状況を評価して軽減する単位数を判定（0～3単位）
- ・有効期限の満了時に、毎年の判定を一括して授与権者である都道府県教育委員会が軽減する単位数を決定（0～15単位）

**【判定基準】**

- ・国において、具体的な判定基準を策定

**【専修免許状の取得に至らない場合】**

- ・1回目の有効期限の満了時以後、引き続き、教職経験を積むとともに、大学院等で単位を修得することで専修免許状の取得を目指す。
- ・この場合、教職経験の判定（軽減される単位数の判定）は毎年行う。判定方法・判定基準は1回目の有効期限満了時と同様